

# 分けて出す のが、

# ハマのルールです。

横浜市では、分別してごみを出すことが  
条例で義務づけられています。

繰り返し指導等をしてもし分別しない場合、  
2,000円の過料が科せられることがあります。

## 過料までの流れ（平成20年5月1日から実施）

### 指導

分別しない者に対し、  
適切な分別を指導

### 勧告

指導後も分別し  
ない場合、改善  
を勧告

### 命令

勧告後も分別し  
ない場合、改善  
を命令

### 過料

命令後1年以内に  
分別しないでごみ  
を出した場合、  
2,000円の過料を  
徴収

【問合せ先】 横浜市資源循環局業務課 電話 671-3819

ウェブページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/ippan/hamarule/basoku.html>

# 集積場所利用者の方へ

横浜市では、分別してごみを出すことが  
条例で義務付けられています

分けて出す  
のが、

ハマのルールです。

分別されていないごみ袋の開封調査を行います

繰り返し指導等をしてもしも分別しない場合、  
2000 円の過料が科せられることがあります

「分別できるのにしない人」が指導等の対象になります

【問合せ】 資源循環局業務課

電話：671-3819

FAX：662-1225

ウェブページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/ippan/hamarule/basoku.html>